

厚生労働省 「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」

島津トラステック株式会社行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31年 4月 1日～令和 6年 3月 31日までの 5年間

2. 目標

目標：全従業員が、年間5日以上の有給休暇を確実に取得する。

<取組内容>

- 平成31年 4月～ 社内HPで制度の運用について掲示、周知を行う。
- 令和1年 10月～ 年休取得状況のフォローを開始。取得5日に満たないものについて希望を聴取する。

※令和4年4月1日に島津エンジニアリング株式会社から島津トラステック株式会社に社名変更。行動計画は、平成31年4月1日からの計画を継承する。